

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市使用料等審議会

2 開催日時

平成24年9月21日（金） 午後3時00分から午後4時30分まで

3 開催場所

水戸市民会館臨時庁舎 1階101号室

4 出席した者の氏名

(1) 水戸市使用料等審議会委員

藤澤二三夫，高橋京子，齋藤章，高畑健兒，楢崎ひろ子，木内令子，幡谷信勝，根本順一，
田山知賀子，永井教子，中村眞一，井上繁，鈴木重紀

(2) 執行機関

財政課長 園部孝雄，財政課課長補佐 梅澤正樹，財政課財政係員 宮川善行，
下水道管理課長 白田敏範，下水道管理課課長補佐 栗原千尋，
下水道管理課経理係長 飯塚剛司，
農業環境整備課長 清水安隆，農業環境整備課課長補佐 石崎昌一，
農業環境整備課管理係長 森田信行

5 議題及び公開・非公開の別

使用料等受益者負担の適正化について（諮問） （公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

水戸市使用料等受益者負担の適正化について（答申）（案）

9 発言の内容

執行機関 本日は，お忙しい中をお集まりいただきまして，ありがとうございます。ただいまより第6回の水戸市使用料等審議会を始めさせていただきます。

____委員が欠席という御連絡がございました。その他，遅れていらっしゃる委員の方がおられますが，現在出席委員11名ということでございますので，定足数に達してございます。

早速ですが、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

会 長

それでは、審議を進めていきます。

今まで5回にわたって下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の改定について審議をしております。前回は、全員一致ということではなかったですけれども、一定の結論を出すことができました。

本日は、事務局から事前に送付されている答申案を基に、答申の内容を審議してまいります。

皆さんに事前に配布されている答申案の中身は、大きく三つに分かれております。1、現在の使用料の状況、2、審議の経過、3 審議の結果の3部構成になっております。このように分かれておりますので、一つ一つ精査していくことにします。

それでは、1、現在の使用料の状況を、まず事務局で読んでいただいて、確認をしていくということにしたいと思います。

執行機関

(水戸市使用料等受益者負担の適正化について(答申)(案)の「1 現在の使用料の状況」について朗読)

会 長

ありがとうございました。使用料の現在の状況ということでございます。お気づきの点がございましたら、御指摘をしていただきたいと思います。

委 員

1行目の「地方公営企業」という文言ですが、これはどういう意味でしょうか。用語の取扱いが間違っていないかという意味で質問いたします。企業という言葉を使っているのですが、企業というのは、営利を目的としてサービスだとか製品、いろいろなものを販売、提供する事業をいうわけですが、営利を目的としているのが企業と考えますと、地方公営企業という用語の使い方が妥当ではないように思うのですが、いかがでしょうか。修正するとすれば、「独立採算性を図るべき事業」という表現にしたらどうでしょうか。

会 長

これは、地方公営企業法の適用を受けている事業ということですよ。

執行機関

地方公営企業法という法律がございますが、地方公営企業というのは一般的な用語なんですけれども、厳密にいきますと、下水道事業、農業集落排水事業は地方公営企業法の適用は受けておりません。単式の会計でやっておりますので。なお、水道事業は公営企業です。

もしかすると、「地方公営事業」のほうが適切かと感じました。企業というと違和感もあるでしょうし、いかがでしょうか。

委 員

「企業」を「事業」に改めていただければ、無理なく受け入れることができます。

執行機関

それでは、「地方公営事業」がよろしいでしょうか。

会 長

私も地方公営企業法の適用を受けていると誤解していたものですから。では、ここ

は「企業」を「事業」に替えるということにしましょう。

委員 1 ページの下から 4 行目、「一般会計からの多額の基準外の繰入金に依存している」という文言がありますが、一般会計からの繰入れについて基準というのがあるのかどうか。基準外の繰入金というのは、基準内の繰入金の何倍まで許容できることになっているのか。その辺の事情、背景が分からないものですから、ここの部分を読んでも、素直に受け入れられないという思いがあります。

執行機関 本日資料を持ってきていただいているか分かりませんが、第 2 回に配布しました「下水道使用料の改訂について」という資料の 3 ページを見ていただきますと、繰出基準と一般会計繰入額ということで、平成 23 年度の状況が記載してございます。23 年度の繰出金は約 51 億円ですが、そのうち基準額が約 19 億円でございます。これについては国の繰出基準というものがございまして、ここに記載していません経費が繰出基準として定められているものでございます。基準外繰入金がいくらまで認められるといった限度はないのですが、基準額どおりであれば賄い率が 100%ということになります。賄い率が 60%ということは、基準外繰入金で 40%を賄っているということになります。賄い率と一般会計からの基準外繰入金は相関関係にあるという形になります。

会長 ここは「基準外の」という表現が分かりにくいということがあるかもしれませんので、例えばですけれど、「一般会計からの国の繰出基準を大きく上回る繰入金に依存している」、このような感じのほうが分かりやすいのかもしれないね。

委員 そうですね。「多額の基準外の繰入金」という文言を使っていますが、今まで頂いた資料の中では「基準外繰入金」という表現なので、助詞の「の」が入っていないんですね。「の」が入ることによって、あたかも基準があるのかととられそうなんですね。用語は助詞一つで意味が違ってしまいます。会長がおっしゃられた改め方ならよろしいかもしれませんね。

会長 事務局から何かありませんか。よろしいですか。

執行機関 ありません。適切であると思います。

会長 他に何かございますか。

委員 下から 2 行目に「由々しき問題」とあるんですが、ちょっと表現が強すぎませんかね。

委員 「大きな問題」としたほうがいいのではないのでしょうか。

会長 そうですね。では、ここはそのようにしましょう。
他に何かありますか。

では、使用料の現在の状況については、これまで御指摘いただいた点を直すという

ことをお願いします。

それでは、先に進みます。

2, 審議の経過について、事務局で読んでいただきます。

執行機関 (水戸市使用料等受益者負担の適正化について(答申)(案)の「2 審議の経過」について朗読)

会 長 ありがとうございます。

後半は結論につながる部分です。何かございますか。

委 員 下から7行目ですが、「県庁所在市の平均」とありますが、平均の後に数字を入れることはできないでしょうか。入れたほうがいいと思うのですが。

会 長 ありがとうございます。これは数値を入れるということでもいいですね。

執行機関 はい、そのようにいたします。

会 長 他に何かありますか。

委 員 農業集落排水処理施設使用料についてです。下から5行目なんですけど、「前回の答申を踏襲した35%」と表現されているのですが、これは下水道事業に比べますと非常に低い数字ですね。35%という数字は前回の使用料等審議会で結論を出したのだと思いますが、根拠が薄弱のような気がするんですね。前回のときから進歩がないような印象を受けてしまう。前回、35%の結論を出したときの根拠を述べなくてもいいのかどうか。

会 長 ありがとうございます。

執行機関 農業集落排水につきましては、改定案を三つ出ささせていただきました。第6回の審議会の中で最終的には採決をしていただきまして、35%ということになりました。単に前回の審議会の35%を用いたわけではなく、複数案の中から審議会の中で議論していただいて、結論として35%になったということでございます。

委 員 そうですね。議論した中で35%に決まったわけですが、前回の答申から少し進歩して、その進歩した状況を原点として、どのように物事を考えたか、そういう意味で伺っているわけです。35%というのは、平均46.7%に比べると低い数字なので、段々ですけど平均まで近づいていかなければならない。一方で、急激な料金アップは生活に影響を与えるし、私自身も望むことではない。平均と比べると大きなギャップがあるので、このままでいいのかという疑問が湧いてきております。そういう意味でお伺いしました。

前回答申の35%というのは、年度にしてどのくらいを目標にした数字なんですか。ずるずると先延ばしにしていくのは、健全ではない気がいたします。

会 長 つまり、「前回の答申を踏襲した」という表現ではなくて、別の根拠がないかということであろうと思います。

委 員 「審議の結果」という表現はどうですか。

執行機関 前回の答申を踏襲したということですが、前回の答申も、平成 27 年を目標に 35%を目指しましょうということですから、それが 1 年ずれましたけども、35%のままがんばれというのは、後退ではなくて、同じ状況で改定していきましょうということではないかと思えます。下水道は、前回の答申で 65%だったものが、70%を目指すべきであると、農業集落排水については、下水道に比べて割高であるため、35%でいいでしょうといったニュアンスを考えますと、「前回の答申を踏襲」という表現が悪いという意味合いでもないかと思われるのですが。前に決めたペースで平成 28 年度まで行きましょうという意味合いかと思ったのですが、どうですか。

委 員 それでしたら、そのことをはっきりと文面に書いたらどうですか。

委 員 では、「前回の審議会で目標とした」という表現はどうでしょうか。

委 員 賄い率で比較するのは分かりづらいのではないかなと思います。やはり、単価で比較したほうがいいのではないかなと思います。下水道と農業集落排水の単価は処理費用に対してどういう位置づけになっているか、その辺がうまく表現できれば、分かりやすいのかなと。私もうまい表現が浮かばないのですが。

執行機関 現況を申しますと、平均的な家庭で月当たり、下水道が 2,375 円、農業集落排水は 2,850 円ということで、農業集落排水が割高になっております。そのことを、下から 6 行目の「使用料が下水道と比較して割高であることなどを考慮し」という文言で表現しております。

委 員 前回、皆さんで審議して、35%という結果を出したわけですから、「前回の答申を踏襲した」ではなくて、「審議の結果」という表現にすればいいのではないですか。

委 員 文章の流れを変えたらどうでしょうか。「24 県庁所在市の平均 46.7%」を前に持ってきたらどうでしょうか。つまり、「農業集落排水施設使用料については、24 県庁所在市の平均 46.7%ではなく、使用料が下水道と比較して割高であること等を考慮し、35%としました」とすればどうでしょうか。

執行機関 いいと思います。

会 長 そういうことで、ここはよろしいですかね。
他に何かございますか。

委 員 6 行目の「賄い率向上策を使用料改定に優先して」とあり、14 行目には「平成 25

年度以降に使用料改定を行う必要があると判断しました」、そして、18行目には「急激な上昇は避けるべき」とあるのですが、このような論旨の展開というのは、一般の方が見たときに、例えば「賄い率向上策を使用料改定に優先して実施すべき」とありますが、これは具体的に文章からすれば、この前段の部分が賄い率向上策なんでしょうけども、ちょっと難しいかなと。もっと簡単にできないかなと思うんですけども。

委員 市長に答申するので、このままでもいいのではないかな。

執行機関 1、使用料の現在の状況で賄い率の話をしてきた流れで、ここは「賄い率向上策」と表現させていただきました。

会長 それでは、ここは原文どおりでいいでしょうかね。前に書いてあることが賄い率向上策の具体的な中身であるというふうに取り取れますね。

他にいかがでしょうか。

それでは、先に進みます。事務局、お願いします。

執行機関 (水戸市使用料等受益者負担の適正化について(答申)(案)の「3 審議の結果」について朗読)

会長 ありがとうございます。

何かございますか。

委員 初めの(1)経営改善についての一番最後が「更なる経営改善に努めること」と結んでおります。これは経営改善の目標がなくて、多分に気分的な感じがします。もう少し文言を飾ったらいいのではないかと思います。「更なる」の前に「独立採算を長期目標にして、更なる経営改善に努めること」というふうにしたらいかがでしょうか。

会長 これは、そういう方向でよろしいでしょうか。

執行機関 はい。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 (3)その他の最後のところなんですが、「市民生活に与える影響の前に、他の公共料金等の改定状況も勘案し」とあるのですが、ここに消費税の増税の話を入れてはどうでしょうか。審議の中でも話が出たと思うので。

委員 賛成です。

会長 では、そのようにいたしましょう。

他はいかがでしょうか。

委員 (1) 経営改善についての「徹底した経費削減」のところなんですけど、2、審議の経過の中で借入金利子の話が出てくるんですけども、これは表現できませんかね。借入金の処理の話もここでも入れてもいいのではないのでしょうか。

委員 この「徹底した経費削減」では、具体例を挙げていない。借入金の利子の話だけ入れてしまうと、全部入れなくてはならなくなってしまうと思います。

委員 「徹底した経費削減等」にすればいいのではないのでしょうか。

会長 平仮名で「など」が入っています。

委員 経費節減の中には、借入金利子も入っている。一つ入れると、全部入れなくてはならない。いろいろなものを集約して「経費削減」と表現している。原文のままでいいのではないのでしょうか。

委員 借入金利子が経費削減に入っているのであれば、原文のままでいいのではないのでしょうか。

会長 そういった意見が多いので、ここは原文のままにします。
他はいかがでしょうか。

(3) その他の上の文の「使用料改定に対して市民理解を得ること」の「市民」と「理解」の間に「の」を入れてはどうでしょうか。

委員 賛成です。

会長 他はいかがでしょうか。
では、全体を通じて何かありますか。

委員 下水道、それから農業集落排水の使用料の改定の情報というのは、いつ頃、どのようにして市民に周知されていくのですか。

執行機関 答申を頂いた後、条例改正という流れになります。答申を踏まえまして、どのように条例を改正するのか庁内で検討いたしまして、議会に提案していくということになります。今後、内容と時期については、庁内で検討し、決定してまいります。その後、議会で議決ししだい、市の広報やホームページで市民の皆様にお知らせをしてまいりたいと考えております。

会長 市民の関心が高いところですから、新聞報道などもあるのでしょうか。

委員 来年の3月議会に提案する予定ですか。

執行機関 さきほど申しました庁内の検討も済んでおりませんので、はっきりしたことは申し

上げられませんが、執行部としては12月議会での提案を想定しております。

委員 市長も急いでいる様子ですね。9月議会の答弁でも、下水道使用料については現在、使用料等審議会に審議を依頼している旨の答弁がありました。かなり急ぎだなという印象を受けました。それと同時に、非常に重要だと思いました。

執行機関 議会でも、25年度当初からの改定を想定して答弁しております。ということは、12月議会で条例改正をいたしまして、周知期間を設けまして、市民の皆様にも前もってお知らせいたしまして、改定していきたいと考えております。

会長 それでは、答申の中身について、最終的にこれでいいのか確認していきたいと思えます。特に御意見がなければ、さきほど御指摘いただいたところを修正して答申ということになります。

考えてみますと、この使用料等審議会、さきほどからもお話にありますように、消費税の増税、その他の公共料金の値上げもある中で、市民負担を求めるということですから、我々としてもなかなかつらい立場であったわけです。一方では、公営事業として、独立採算性というものも当審議会では大事にしていかなければならない。そういう狭間の中で、委員の皆様にも知恵を絞っていただいて、今日、結論が出たわけでございます。改めて、感謝申し上げます。

それでは、答申案の審議については、ここまでにしたいと思えます。

それでは、議事の2番目、その他について、事務局、よろしく申し上げます。

執行機関 ありがとうございます。

日程につきましては、9月26日にも予備的な日程を取ってございました。しかしながら、本日、答申案がまとまりましたので、26日は実施をしないで、今年度の審議は終えることといたします。

答申につきましては、御指摘を頂いたものを修正いたしまして、今月末に市長に提出していただく予定となっております。これにつきましては、会長、副会長にお願いしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。

これにて、本日の審議会の議事は終了ということになります。進行を事務局にお返しいたします。

執行機関 本日6回目でございますが、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。さきほど会長からもありましたように、市民の生活に直接影響を与える使用料ということで、大変難しい内容にもかかわらず、活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、委員の皆様におかれましては、任期が2年となっております。今年度の審議は本日をもって終了するわけですが、来年度につきましては、今年度審議をいたしました下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料を除くその他の使用料、それと手数料につきましては、再度、御審議をしていただく予定となっております。時期的には

来年の6月頃から行いたいと思いますので、その際はよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、使用料等審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。